

○ 岩手県水利施設管理強化事業実施要領（令和3年8月10日付け農建第281号）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
<p>第1～第5（略）</p> <p>附則 （施行期日） この要領は、令和3年8月10日から施行し、令和3年度からの事業に適用する。</p> <p>附則 （施行期日） この要領は、令和4年11月14日から施行する。</p> <p>附則 （施行期日） 1 この要領は、令和7年12月9日から施行し、令和7年度の実業から適用する。 2 この通知による改正前の岩手県水利施設管理強化事業実施要領に基づき実施している一般型については、なお従前の例による。 3 令和7年度において連携管理保全型を実施しようとする場合における事業採択手続申請書等の提出期限は、別紙2第3の規定にかかわらず、令和8年1月20日とする。 4 令和7年度において特別型（渇水・高温対策）を実施しようとする場合における事業採択申請書等の提出期限は、別紙3第2の規定にかかわらず、令和7年12月末日とする。</p>	<p>第1～第5（略）</p> <p>附則 （施行期日） この要領は、令和3年8月10日から施行し、令和3年度からの事業に適用する。</p> <p>附則 （施行期日） この要領は、令和4年11月14日から施行する。</p> <p>附則 （施行期日） 1 この要領は、令和7年12月9日から施行し、令和7年度の実業から適用する。 2 この通知による改正前の岩手県水利施設管理強化事業実施要領に基づき実施している一般型については、なお従前の例による。 3 令和7年度において連携管理保全型を実施しようとする場合における事業採択手続申請書等の提出期限は、別紙2第3の規定にかかわらず、令和8年1月20日とする。 4 令和7年度において特別型（渇水・高温対策）を実施しようとする場合における事業採択申請書等の提出期限は、別紙3第2の規定にかかわらず、令和7年12月末日とする。</p> <p><u>附則</u> <u>（施行期日）</u> <u>この要領は、令和8年 月 日から施行し、令和8年度からの事業に適用する。</u></p>
<p>別紙1（一般型に係る運用）</p> <p>第1（略） （水利施設管理強化計画）</p> <p>第2 一般型の活用を希望する土地改良区等（市町村を除く。）が管理強化計画の策定を希望する場合の手続は、次のとおりとする。</p> <p>（1）管理強化計画の策定を希望する土地改良区等は、<u>国実施要領別紙様式第1号により管理強化計画の案を作成し、別記様式第1～3号により広域振興局長へ提出するものとする。</u></p> <p>（2）（略）</p> <p>（3）（略）</p> <p>2（略） （事業の申請）</p> <p>第3（略）</p> <p>2 一般型を実施しようとする市町村は、事業の採択を希望する前年度の11月末までに、<u>管理強化計画を添付した事業採択申請書（国実施要領別紙様式第5-4号）</u>を広域振興局長経由で知事に提出するものとする。</p>	<p>別紙1（一般型に係る運用）</p> <p>第1（略） （水利施設管理強化計画）</p> <p>第2 一般型の活用を希望する土地改良区等（市町村を除く。）が管理強化計画の策定を希望する場合の手続は、次のとおりとする。</p> <p>（1）管理強化計画の策定を希望する土地改良区等は、<u>国実施要領に定める</u>管理強化計画の案を作成し、別記様式第1～3号により広域振興局長へ<u>協議</u>するものとする。</p> <p>（2）（略）</p> <p>（3）（略）</p> <p>2（略） （事業の申請）</p> <p>第3（略）</p> <p>2 一般型を実施しようとする市町村は、事業の採択を希望する前年度の11月末までに、<u>国事業実施要領に定める水利施設管理強化事業（一般型）</u>事業採択申請書を広域振興局長経由で知事に提出するものとする。</p>

(事業の採択)
第4 (略)
2 市町村が行う本事業について、東北農政局長から採択通知書の交付を受けた場合は、国実施要綱第9の2により、本事業の実施を申請した市町村長へ採択の決定を通知するものとする。
(計画の変更)
第5 (略)
2 (略)
3 事業実施主体の市町村が管理強化計画の内容について変更する場合の手続は、次のとおりとする。
(1) 市町村が管理強化計画の内容について変更を行う場合には、国実施要綱第4の手続に準じて変更を行うものとする。
(2) 管理強化計画の変更を行った市町村長は、国実施要領第4の1により、広域振興局長経由で国実施要領別紙様式第7-1号を知事に提出するものとする。

別紙2 (連携管理保全型に係る運用)

第1 (略)
(水利施設管理強化計画)
第2 連携管理保全型の活用を希望する土地改良区等が管理強化計画の策定を希望する場合の手続は、次のとおりとする。
(1) 管理強化計画の策定を希望する土地改良区等は、国実施要領別紙様式第1号により管理強化計画の案を作成し、別記様式第2-3号により広域振興局長へ提出するものとする。
(2) (略)
(3) (略)
2 (略)
(事業の申請)
第3 連携管理保全型の活用を希望する土地改良区等は、事業の採択を希望する前年度の11月末までに、事業採択手続申請書(別記様式第1号)を広域振興局長経由で知事に提出するものとする。
2 連携管理保全型を実施しようとする市町村は、事業の採択を希望する前年度の11月末までに、管理強化計画を添付した事業採択申請書(国実施要領別紙様式第5-4号)を広域振興局長経由で知事に提出するものとする。
(事業の採択)
第4 (略)
2 市町村が行う本事業について、東北農政局長から採択通知書の交付を受けた場合は、国実施要綱第9の2により、本事業の実施を申請した市町村長へ採択の決定を通知するものとする。
(計画の変更)
第5 (略)
2 (略)
3 事業実施主体の市町村が管理強化計画の内容について変更する場合の手続は、次のとおりとする。
(1) 市町村が管理強化計画の内容について変更を行う場合は、国実施要綱第4の手続に準じて行うものとする。
(2) 管理強化計画の変更を行った市町村長は、国実施要領第4の1により、広域振興局長経由で国実施要領別紙様式第7-1号を知事に提出するものとする。
(事業の移行)
第6 一般型を活用している土地改良区等が連携管理保全型への移行を希望する場合は、連携管理保全計画を添付した事業移行手続申請書(別記様式第2-5号)を広域振興局長経由で知事に提出するものとする。

(事業の採択)
第4 (略)
2 市町村が行う本事業について、東北農政局長から採択通知書の交付を受けた場合は、国実施要綱第6の2により、本事業の実施を申請した市町村長へ採択の決定を通知するものとする。
(計画の変更)
第5 (略)
2 (略)
3 事業実施主体の市町村が管理強化計画の内容について変更する場合の手続は、次のとおりとする。
(1) 市町村が管理強化計画の内容について変更を行う場合には、国実施要綱第4の手続に準じて変更を行うものとする。
(2) 管理強化計画の変更を行った市町村長は、国実施要綱第7の1により、国実施要領に定める水利施設管理強化計画変更手続書を広域振興局長経由で知事に提出するものとする。

別紙2 (連携管理保全型に係る運用)

第1 (略)
(水利施設管理強化計画)
第2 連携管理保全型の活用を希望する土地改良区等が管理強化計画の策定を希望する場合の手続は、次のとおりとする。
(1) 管理強化計画の策定を希望する土地改良区等は、国実施要領に定める管理強化計画の案を作成し、別記様式第2-3号により広域振興局長へ協議するものとする。
(2) (略)
(3) (略)
2 (略)
(事業の申請)
第3 連携管理保全型の活用を希望する土地改良区等は、事業の採択を希望する前年度の11月末までに、別記様式第2-1号を広域振興局長経由で知事に提出するものとする。
2 連携管理保全型を実施しようとする市町村は、事業の採択を希望する前年度の11月末までに、国実施要領に定める水利施設管理強化事業(連携管理保全型)事業採択申請書を広域振興局長経由で知事に提出するものとする。
(事業の採択)
第4 (略)
2 市町村が行う本事業について、東北農政局長から採択通知書の交付を受けた場合は、国実施要綱第6の2により、本事業の実施を申請した市町村長へ採択の決定を通知するものとする。
(計画の変更)
第5 (略)
2 (略)
3 事業実施主体の市町村が管理強化計画の内容について変更する場合の手続は、次のとおりとする。
(1) 市町村が管理強化計画の内容について変更を行う場合は、国実施要綱第4の手続に準じて行うものとする。
(2) 管理強化計画の変更を行った市町村長は、国実施要綱第7の1により、国実施要領に定める水利施設管理強化事業計画変更手続書を広域振興局長経由で知事に提出するものとする。
(事業の移行)
第6 一般型を活用している土地改良区等が連携管理保全型への移行を希望する場合は、別記様式第2-5号を広域振興局長経由で知事に提出するものとする。

<p>別紙3（特別型（渇水・高温対策）に係る運用）</p> <p>第1（略） （事業の申請）</p> <p>第2 特別型（渇水・高温対策）を実施しようとする市町村長は、採択を希望する前年度の11月末までに、<u>渇水・高温対策計画を添付した事業採択申請書（国実施要領別紙様式第5－6号）を、</u>広域振興局長経由で知事に提出するものとする。</p> <p>第3（略） （事業の採択）</p> <p>第4 市町村が行う本事業について、東北農政局長から採択通知書の交付を受けた場合は、国実施要領第9の2に基づき、本事業の実施を申請した市町村長へ採択の決定を通知するものとする。 （計画の変更）</p> <p>第5 市町村が渇水・高温対策計画を変更したときは、国実施要領別紙様式第7－5号に基づき、<u>広域振興局長経由で知事に変更後の渇水・高温対策計画を提出するものとする。</u></p>	<p>別紙3（特別型（渇水・高温対策）に係る運用）</p> <p>第1（略） （事業の申請）</p> <p>第2 特別型（渇水・高温対策）を実施しようとする市町村長は、採択を希望する前年度の11月末までに、<u>国実施要領に定める水利施設管理強化事業（特別型）事業採択申請書</u>を広域振興局長経由で知事に提出するものとする。<u>ただし、国実施要領第5の2の（3）に定める「緊急の対応が必要な場合」においてはこの限りではない。</u></p> <p><u>2 前項の「緊急の対応が必要な場合」の申請は、国実施要領第5の2の（4）により、国実施要領に定める事業採択申請書及び交付決定前着手届を知事に提出するものとする。</u></p> <p>第3（略） （事業の採択）</p> <p>第4 市町村が行う本事業について、東北農政局長から採択通知書の交付を受けた場合は、国実施要領第6の2に基づき、本事業の実施を申請した市町村長へ採択の決定を通知するものとする。 （計画の変更）</p> <p>第5 市町村が渇水・高温対策計画を変更したときは、国実施要領に定める<u>渇水・高温対策計画変更手続書</u>を広域振興局長経由で知事に提出するものとする。</p>
<p>（様式第1号）～（様式第4号）（略）</p> <p>（別記様式第1－1号）～（別記様式第1－2号）（略）</p> <p>（別記様式第1－3号）</p> <p style="text-align: right;">第 年 月 日</p> <p>〇〇広域振興局長 様</p> <p style="text-align: right;">団体名 ○○○○○ 代表者 ○○ ○○</p> <p style="text-align: center;">水利施設管理強化計画策定（変更）協議書</p> <p>水利施設管理強化事業（一般型）の水利施設管理強化計画を策定（変更）されたく、水利施設管理強化事業実施要綱</p> <p>第4の2に基づき協議します。</p> <p style="text-align: right;">記</p> <p>1 地区名 2 水利施設管理強化計画（変更）案 （以下、略）</p> <p>（別記様式第2－1号）～（別記様式第2－5号）（略）</p>	<p>（様式第1号）～（様式第4号）（略）</p> <p>（別記様式第1－1号）～（別記様式第1－2号）（略）</p> <p>（別記様式第1－3号）</p> <p style="text-align: right;">第 年 月 日</p> <p>〇〇広域振興局長 様</p> <p style="text-align: right;">団体名 ○○○○○ 代表者 ○○ ○○</p> <p style="text-align: center;">水利施設管理強化計画策定（変更）協議書</p> <p>水利施設管理強化事業（一般型）の水利施設管理強化計画を策定（変更）されたく、水利施設管理強化事業実施要綱</p> <p>第4の1に基づき協議します。</p> <p style="text-align: right;">記</p> <p>1 地区名 2 水利施設管理強化計画（変更）案 （以下、略）</p> <p>（別記様式第2－1号）～（別記様式第2－5号）（略）</p>